

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
機器利用約款

本約款は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の機器利用事業に関する都産技研とお客様との基本的な合意事項を定めるものです。

（機器利用の提供）

第1条 都産技研は、見積書又は機器利用申込書および承諾書に記載した範囲において、お客様へ機器利用を承諾します。

（定義）

第2条 本約款において、お客様とは、都産技研に対し機器利用の申込み、機器利用に関する相談を行った者を言います。

（利用資格）

第3条 機器の利用は、日本の法務局に登録されている法人、又は日本居住者（日本に居住する日本国籍者、日本に6か月以上継続して居住する日本国籍以外の者）に認めるものとします。

2 前項に定める以外の者であっても都産技研が必要と認める者については、機器を利用することができるものとします。

3 第1項に該当する者であっても、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者である者、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当する者（以下「暴力団等」という。）は、申込み及び利用を認めないものとします。

4 お客様は、都産技研の要請があった場合、第1項又は第2項に該当することを確認できる定款等の書類を提出するものとします。

（利用料金及び技術指導料）

第3条の2 お客様は「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの料金を定める規程」に基づき利用料金及び技術指導料を請求します。

2 お客様には原則として一般料金を請求します。ただし、お客様が次の各号の一に該当する場合は中小企業料金を請求します。

- (1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者（中小企業者）
- (2) 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された法人又は団体並びに中小企業者からなる団体（中小企業団体）
- (3) 理事長が必要と認めたもの
- (4) あらかじめ減免申請があり、減額又は免除について理事長が特に必要と認めたもの

3 前項第3号の「理事長が必要と認めたもの」は、次に該当する法人及び事業とします。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に定める公益法人（公益社団法人及び公益財団法人）
- (2) 業務提携等の協定に基づく事業（業務提携事業等）

（利用料金及び技術指導料の計算）

第4条 利用料金は、見積書又は機器利用申込書および承諾書に基づき請求書に記載された金額とします。

2 都産技研がお客様の機器利用に関して、技術的な指導を必要と認める場合、ライセンス制度対象機器の場合、又はお客様から技術指導の申入れがある場合は、別途都産技研が定める機器利用指導の料金又は技術指導料を算定します。機器利用指導の料金又は技術指導料は30分間を1単位とし、30分間を超過した時点で1単位繰り上がるものとします。

3 都産技研が機器利用のための準備が必要と認めた場合、機器利用準備の料金を算定します。機器利用準備の料金の算定にあたっては、第2項後文を適用するものとします。

4 都産技研が発行した見積書の有効期間は、発行後3か月間

とします。ただし、有効期間内に料金改定があった場合は、改めて利用料金を算定するものとします。

（機器利用の申込み）

第5条 機器を利用しようとするお客様は、都産技研が指定する機器利用申込書に利用期間、使用目的、使用者、使用機器等の必要事項を記入し、署名又は押印の上、都産技研に申込みの申込みとします。

2 都産技研は、お客様の申込みを受領後、利用期間、使用者、使用機器等を指定するものとします。

3 都産技研は来所、電話、ウェブサイト等による予約申込みに対し、お客様と協議の上、利用期間、使用者、使用機器等を変更できるものとします。

4 利用料金の支払い（請求書、領収書の宛名名義）の宛名名義が、申込者と異なる場合は、その旨を記載した委任状をもって申込みすることができます。ただし、上二者のうちいずれかが一般料金対象者であれば、利用料金は一般料金を請求します。

（利用内容等の変更）

第6条 お客様は、利用期間、使用目的、使用者、使用機器等を変更する場合は、利用開始までに直ちに都産技研に変更の申出を行うものとし、都産技研の承諾を得るものとします。

2 お客様が都産技研の承諾を得ず、利用期間、使用目的、使用者、使用機器等を変更し、機器を利用したときは、本約款に定めるお客様の責務に違反したものとみなします。

3 第1項に定める利用方法等の変更により使用料金に変更が生じる場合は、お客様は変更後の利用料金を支払うものとします。

（撮影・録音の禁止及び制限）

第6条の2 お客様による都産技研敷地内及び館内での撮影及び録音は、禁止の掲示の有無にかかわらずかたくお断りします。ただし、事前に担当職員の書面による利用の現場（持込品等、使用機器、利用状況）の撮影又は録音の許可を得た範囲内の撮影又は録音は除きます。

2 お客様は、前項ただし書の許可を得る場合、機器利用申込みの際に受付の担当職員に申出るものとします。都産技研が撮影又は録音を許可する場合は、機器利用申込書に撮影又は録音可能な範囲を記載します。

3 前項の許可を超えた撮影及び録音は一切お断りします。また、許可された範囲での撮影又は録音でも、お客様は次の各号を遵守するものとします。

- (1) 安全確保のための職員の指示に従うものとします。
- (2) 職員、施設・設備、他のお客様等周囲へ配慮するものとします。（職員、他のお客様の肖像権等への配慮も含みます。）

4 お客様が第1項又は第3項に違反した場合は、都産技研は、利用を中断・中止する場合があります。お客様には都産技研の指示に従っていただきますのでご了承ください。

5 都産技研は、前項の利用の中断・中止等によりお客様が受ける損害について都産技研は一切責任を負いません。

6 都産技研敷地内及び館内で撮影された写真、動画、音声等を許可なく第三者に開示又は公にすることを禁止します。

7 都産技研は、本条に違反して撮影及び録音された写真、動画、音声等について、それらを記録・保存した媒体を含めて全て没収し、破棄することができるものとします。また、写真、動画、音声等の一切の利用行為の差し止めを請求することができるものとします。

8 本条の違反により、都産技研又は第三者に生じた損害についてはお客様に請求します。

（利用時間）

第7条 機器利用の利用時間は午前9時から午後5時までとします。

2 利用時間の延長は、お客様が事前に都産技研に延長の申請を行い、都産技研が延長許可した場合に限り、都産技研が指定する時間まで延長できるものとします。ただし、延長時間は最長で午後8時までとします。

3 都産技研が指定する機器については、無人での夜間連続運転を認めるものとします。夜間連続運転時間は午後5時から午前9時までとし、午後5時以前から機器を運転状態にするものとし、午後5時には利用場所から退出するものとします。

4 機器利用のための準備及び片付けに要する時間は、利用時間に含まれるものとします。

(契約締結の拒否)

第8条 都産技研は、お客様が次の各号の一に該当することが判明した場合は、お客様に対し機器利用の申込みを承諾しないことができるものとします。ただし、それ以外の場合につき都産技研が承諾の義務を負うものではありません。

(1) お客様が申込みの際して、故意又は過失の有無にかかわらず、他人名義や架空名義の利用、虚偽記載、誤記等、事実と異なる記載がある場合又は署名欄に記入漏れがある場合

(2) お客様の使用目的等が国内法令等に抵触するおそれがある場合

なお、次の①から②に定める事項を本号に該当する場合と推定します。

①以下(ア)から(エ)の何れかの技術・製品・データ等の研究・開発・製造等を目的とするおそれのある利用

②以下(ア)から(エ)の何れかの技術・製品・データ等を使用するおそれがある利用

(ア) 武器類、銃器類、危険物、毒劇物、化学薬品その他の法令、条例等の規定により所持、携帯、作成することが禁止・制限されている技術・物品・データ等

(イ) 著作権その他の知的財産を侵害している、又は侵害するおそれがある技術・物品・データ等

(ウ) 公序良俗に反する技術・物品・データ等

(エ) 暴力団等の利益になると認められた、又は利益になるおそれがある技術・物品・データ等

(3) お客様が、機器利用以外のサービスを含めた都産技研の利用について、都産技研に支払うべき利用料金を滞納している場合又は過去に滞納したことがある場合

(4) お客様が過去に機器利用以外のサービスを含めた都産技研の利用について、都産技研から中止措置、契約解約、利用停止を受けたことがある場合

(5) お客様が、申込み時において過去3年間、お客様が都産技研の利用申込み(電話、メール、ウェブサイト等による予約も含む)後に、お客様の都合によるキャンセルが3回以上行われていた場合

(6) お客様の持込品等が、美術品等損害保険の対象外であり、お客様から都産技研の求める念書の提出がなされない場合

(7) お客様の持込品等について、都産技研が人体や環境等に悪影響を及ぼすと判断した場合

(8) その他、都産技研がお客様の機器利用を不適切又は不可能と判断した場合

(契約の成立時期)

第9条 機器利用の契約は、第5条に定めるお客様からの申込みに基づき都産技研が機器利用申込書に受付印を押印し、機器利用申込書および承諾書をお客様に交付した日をもって締結されたものとします。(以下、締結された契約を「本契約」とします。)

(支払方法)

第10条 お客様は、利用料金の支払条件及び方法については、次条に定める支払期限までに次の各号の一により都産技研に

支払うものとします。

(1) 現金払い

(2) 都産技研が指定するコンビニエンスストアでの払込み

(3) 都産技研が指定するクレジットカードによる支払い

(4) 都産技研が指定する銀行口座への振込み

2 前項に係る手数料等の費用が発生する場合は、原則としてお客様の負担とします。

(支払期限)

第11条 お客様は、原則として機器利用の契約成立後、利用料金を直ちに支払うものとします。ただし、都産技研において事前に承認したお客様についてはこの限りではありません。

2 お客様は、原則として都産技研が利用料金の受領を確認した後に機器を利用することができるものとします。

3 機器利用内容の特性により、機器利用開始日時までに利用料金の全額が確定できないと都産技研が判断した場合は、利用料金確定後に請求します。支払期限は、原則として請求日から2週間以内とします。この場合、機器利用申込書および承諾書の支払い項目に確定払いと記載します。

4 利用時間を延長した場合の延長料金の支払いは、原則として第2項を適用します。ただし、機器利用開始日時までに利用料金が確定できないと都産技研が判断した場合は、前項を準用します。

5 公的機関等に限り、後納申請書の提出を認め、それについて都産技研が承認した場合、機器利用後の支払い期限を定めるものとします。

(機密保持)

第12条 都産技研は、お客様から口頭若しくは書面により開示又は提供された技術情報並びに機器利用の結果、その他機器利用にあたり知り得たお客様の営業上、技術上の情報(以下、総称して「機密情報」という。)について、お客様の書面による事前同意なしには、これらを当該機器利用以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩をいたしません。ただし、次の各号の一に該当する機密情報についてはこの限りではありません。

(1) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に既に都産技研が所有又は取得していたもの

(2) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等で既に公知となっていたか又は当該提供若しくは開示後、都産技研の責めによらず公知となったもの

(3) お客様から機密情報の提供又は開示を受けた後、都産技研がお客様に対する機密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得していたもの

(4) 法令の要求に基づき開示しなければならないもの

(5) 行政機関、司法機関等の公的機関からの命令・要請・指示等に基づき、必要な範囲に限り通知・通報しなければならないもの

2 前項第4号又は第5号の通知・通報を行ったこと又は行わなかったことにより、お客様に発生する損害について、都産技研は一切責任を負わないものとします。

3 第1項第4号又は第5号の通知・通報を行う際には、次の各号の各行います。ただし、法令又は公的機関からの要請において、各号の通知等を行わないように求められた場合はこの限りではありません。

(1) 開示要求があった事実及び開示予定内容をお客様に対して通知すること

(2) 適法に開示を要求された部分に限り開示すること

(都産技研の責務)

第13条 都産技研は、善良なる管理者の注意をもって、都産技研の受付印が押印された機器利用申込書および承諾書に記載された機器を整備し(自主校正を含む)、必要な場合は校正を行います。

(お客様の責務)

第14条 お客様は、機器利用にあたっては、本約款、並びに都産技研が機器毎に定める取扱説明書及び都産技研の担当者の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

2 お客様は、都産技研への提出書類等は原則、日本語で作成しなければならないものとします。ただし、都産技研の承諾を受けたものについてはこの限りではないものとします。

3 お客様は、都産技研から機器利用の目的、方法、利用者、内容等について説明を求められたときは、これに応じなければならないものとします。

4 お客様は、機器利用に必要な消耗品(料金表に定めのあるものは除く)は、自己の負担により持参するものとします。また、利用に必要な物品の失念、消失による利用契約の取消、解除等は認められません。

5 お客様の故意又は過失により機器の毀損、汚損、変質その他事故が発生した場合、都産技研又は第三者に生じた損害の賠償責任はお客様が負うものとします。

6 お客様は、機器利用申込書および承諾書に記載した法人の従業員(雇用関係を有する者)、個人が機器を利用するものとし、第三者に機器利用させてはならないものとします。

7 お客様は、機器を都産技研の指定した場所において利用するものとし、指定場所から機器を持ち出すことを禁止します。

8 お客様が、機器の分解、改造、都産技研の指定した範囲を越える設定の変更等することを禁止します。

9 お客様は、第6条の2を遵守するものとします。

10 お客様は、利用時間終了までに機器及び利用場所を利用開始前の状態(原状)に復して、返還するものとします。原状に復すことなく返還を行った場合、お客様は、都産技研が原状の回復に要した費用又は原状回復作業のために要した時間を利用時間とみなし当該利用時間分の料金相当額を負担するものとします。

(中断・中止措置)

第15条 都産技研は、お客様が本約款又は都産技研が機器毎に定める取扱説明書等に違反した場合、お客様に対し、直ちに機器利用を中断・中止させることができるものとします。

2 機器利用の中断・中止を受けた場合、お客様は利用料金の返金を受けることはできません。

3 都産技研は、第1項に定める利用の中断・中止等によりお客様が受ける損害について都産技研は一切責任を負いません。

(都産技研の解除権)

第16条 都産技研は次の各号の一に該当する場合は、利用の途中であっても、その理由を明示のうえ、お客様に書面をもって通知し、直ちに本契約を解除することができるものとします。

(1) お客様が都産技研に支払うべき利用料金の支払いを遅滞した場合

(2) お客様が本約款に定める責務を怠った場合、その他お客様の責めに帰すべき事由により、機器の利用が継続できなくなった場合

(3) お客様がその責めに帰すべき事由によりこの契約に違反し、都産技研が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されない場合

(4) 第8条各号の一に該当することが判明した場合

(5) 前各号のほか、お客様の責めに帰すべき事由により、本契約を維持することが適当でないと都産技研が認める場合

2 前項に定める契約の解除をする場合、都産技研は、利用料金が既に支払われているときにはこれをお客様に返金せず、また当該利用料金が未だ支払われていないときはこの支払いをお客様に請求することができるものとします。

3 第1項に定める契約の解除をする場合、前項に定めるほか、都産技研が受けた損害をお客様に請求することができるものとします。

4 契約の解除にあたり、その理由が国内法令等に抵触する場合、公益通報を行えるものとしします。

(結果の利用)

第17条 都産技研は、機器利用による測定結果、測定数値、その他機器利用の結果については、いかなる意味においても保証を行わず、お客様が機器利用の結果を利用することにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

2 都産技研は、機器利用の結果又はその利用が、いかなる第三者の特許権、実用新案権、著作権、またはその他の知的財産権等を侵害しないことを保証するものではないものとします。

3 第1項にかかわらず都産技研の機器利用方法に重大な誤りかつ、当該誤りについて都産技研に故意又は重大な過失が認められる場合には、都産技研は、お客様と協議のうえ次の各号の一により対応するものとします。ただし、機器利用日における標準的な技術水準から判断して予見困難な誤りは重大な過失には含まれません。

(1) 都産技研の費用負担のもとに当該機器利用のやり直し

(2) お客様が支払った利用料金の総額を限度額としてお客様が被った損害を賠償

4 前項の請求は、お客様が機器利用の終了の日から1年以内に行わなければならないものとします。

(名義使用の禁止)

第18条 機器利用によって得られた結果等をお客様が作成する広告物、チラシ、その他第三者に提示する書面(紙面によるもののほか、ウェブサイト、ブログ、SNS等を含みます。)に掲載するにあたり、都産技研の名義その他都産技研を示す名称、呼称、シンボルマークその他の標章(以下、「標章等」)を使用することはできません。

2 お客様が前項に違反した場合、都産技研は機器利用によって得られた結果に関連して都産技研の標章等を使用したお客様に対して、都産技研サービス提供の中止、名義使用の中止、広告等の回収、謝罪広告等の掲載及び損害賠償を求めることができるものとします。

3 お客様が承諾を与えた第三者が、機器利用によって得られた結果に関連して都産技研の標章等を使用した場合、お客様は第三者に代わり、広告等の回収、謝罪広告等の掲載及び損害の賠償を行うものとします。

(ライセンス制度)

第19条 お客様は、都産技研が指定する機器を利用する場合は事前に利用方法習得セミナーを受講し、ライセンスを取得しなければならないものとします。

2 ライセンス取得後、都産技研がお客様の失念による技術的な指導を必要と認める場合、お客様は利用方法習得セミナーを再受講した後に機器を利用することができるものとします。

3 利用方法習得セミナー料金は対象機器のセミナー所要時間を機器利用時間とみなし、当該セミナー所要時間相当分の利用料金及び技術指導料の合計金額から算出するものとします。

4 ライセンスは個人単位で発行し、有効期限は当分の間設けないものとします。ただし、お客様が故意又は重大な過失により機器に重大な損害を与えた場合は、都産技研はライセンスを取り消すことがあります。

(免責)

第20条 都産技研の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、お客様及び第三者のけが等の事故及び損失については、都産技研は一切責任を負わないものとします。また、設備機器、原材料その他の製造業者等に製造物責任法上の責任が生じる場合、修理・保守・校正の役務を提供する者に債務不履行や不法行為、瑕疵担保の責任が生じる場合も、お客様に対し製造物責任法上の責任を含め、都産技研は一切責任を負わないものとします。

（不可抗力）

第21条 都産技研は、天災地変、機器の故障、輸送時の破損等その他の都産技研の責めに帰することができない事由により契約の履行が困難になった場合は、お客様に機器利用日時の変更・延期又は契約の解除を求めることができるものとします。

2 前項の場合の利用料金の支払い又は返金については、都産技研が合理的と考える方法によって決定するものとします。

（権利譲渡禁止）

第22条 お客様は、都産技研の書面承諾を得た場合を除き、機器利用契約に基づく一切の権利・義務を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をできないものとします。

（約款等の改訂）

第23条 都産技研は、本約款並びに機器の取扱説明書等を随時変更ができるものとします。

2 お客様は、変更した約款等に従うものとします。これに従わない場合は、都産技研は当該機器利用の契約を中止又は解除できるものとします。

（協議）

第24条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

（合意管轄）

第25条 この約款及び個別契約その他機器利用契約から生じる紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定平成26年4月1日
改正平成27年4月1日
改正平成29年4月1日
改正平成29年6月1日
改正平成30年1月1日